

## 和 解 条 項

1 被告は、障害者の命を預かる立場にある者として求められる注意を欠いた結果、被告の施設内において、亡伊藤晃平の転落事故を発生させ、死亡という繰り返しのつかない結果を生じさせたことについて、原告らに対し、心から謝罪する。

2 被告は、原告らに対し、本件損害賠償義務として、下記のとおり、原告伊藤啓子に対して3381万2207円、原告KC、原告IR及び原告IYに対してそれぞれ110万円の支払い義務があることを認める。

### 記

(1) 逸失利益

773万8370円

亡晃平には、就労の蓋然性までは認められないものの、就労の可能性は認められることに照らし、障害年金の受給額（98万6100円（障害年金（1級））を算定基礎とし、これに、ライブニッツ係数（15.6949）を乗じ、生活費控除として5割を差し引いて計算した。

(2) 慰謝料

ア 亡晃平に生じた慰謝料

2000万円

イ 原告ら固有の慰謝料

原告伊藤啓子について300万円

原告KC、原告IR及び原告IYについて、それぞれ100万円

(3) 弁護士費用

合計 337万3837円

3 被告は、原告らに対し、第2項の合計額3711万2207円を、平成24年4月27日限り、三菱東京UFJ銀行守山支店の「弁護士岩月浩二預り口」名義の普通預金口座（口座番号××××）に振り込んで支払う。

4 原告らは、その余の請求を放棄する。

5 原告らと被告は、原告らと被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 訴訟費用は、各自の負担とする。